

男女共同参画会議 第11回重点方針専門調査会	資料 7
平成29年10月 4 日	

「女性活躍加速のための重点方針 2017」

I あらゆる分野における女性の活躍

2. 男性の暮らし方・意識の変革

c) 男性の家事・育児等への参画についての国民 全体の気運醸成

(内閣府説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 52
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2	2. 男性の暮らし方・意識の変革
小項目	(2)	(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進
細項目	①	①男性の家事・育児等への参画についての国民全体の気運醸成 男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。 男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行う。
該当施策名 (事業名)	男性の家事・育児等参加応援事業経費	
該当施策の背景・目的	男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立て、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。同計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている。(「平成28年社会生活基本調査」時において83分) 「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。 男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行う。」こととされた。	
該当施策の政策手段の分類		法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 24,683 千円 の内数
		29年度予算額: 17,220 千円
		28年度歳出予算現額※1: 13,313 千円 28年度決算額: 11,893 千円
		使用割合: 89.3 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—

該当施策概要	男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ（結婚、妊娠、出産期など）、多様な価値観を持つ男女に興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催する。 ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション など ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展。 インターネット等の啓発広報を展開する。 男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例を収集し、インターネット等による情報提供を行う。 男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化を図る。 上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成する。		
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）	関連施策（事業）の通し番号※2		
	77		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）	関連施策（事業）の通し番号※3		
	24		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	10—1	国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局総務課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

＜目的＞

男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章が新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。

計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。（平成28年社会生活基本調査時において83分）

平成30年度事業内容（案）

- 官民の有機的な連携の下、啓発キャンペーンとしてのイベントを開催。
 - ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション など
 - ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展
- インターネット等の啓発広報を展開。
- 男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例の収集とインターネットによる情報提供の実施。
- 男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化の推進。
 - ・ネットワークの構築及び行動宣言、ロゴマークの作成
 - ・発起人会合の開催
 - ・賛同者（会社）ミーティングの開催と開催結果の情報発信
 - ・賛同者（会社）の男性の家事・育児への参画支援の好事例企業等の公表 等

上記の施策を実施して総合的に推進し、国民の気運を醸成する！

【参考】 女性活躍加速のための重点方針2017（平成29年6月6日：すべての女性が輝く社会づくり本部決定） 抜粋

I あらゆる分野における女性の活躍

2. 男性の暮らし方・意識の変革

(1) 男性の家事・育児等への参画促進

③ 先進的な取組事例の収集及び情報提供

男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。

(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進

① 男性の家事・育児等への参画についての国民全体の気運醸成

男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。

男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行う。